人とまち　「きずな」でつなぐ　元気な平生

平成 26（2014）年

広報 ひらお

3 月号
No.1223

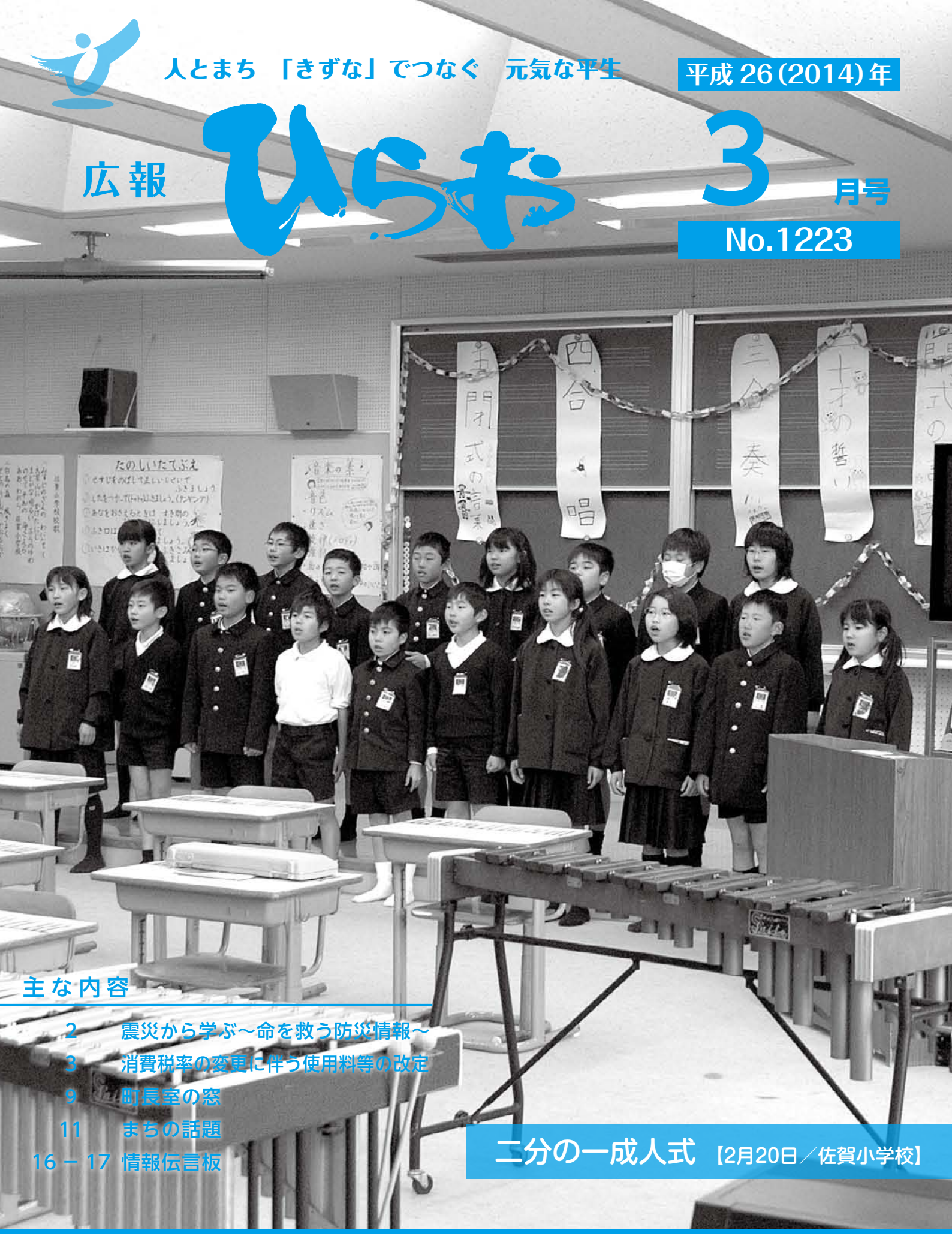

二分の一成人式 【2月20日／佐賀小学校】

主な内容

2　震災から学ぶ～命を救う防災情報～
3　消費税率の変更に伴う使用料等の改定
9　町長室の窓
11　まちの話題
16 － 17　情報伝言板

◇発行：平生町役場　〒 742-1195　山口県熊毛郡平生町大字平生町 210 番地の 1　☎ 0820（56）7111＜総務課＞
●ホームページ　【パソコン版】http://www.town.hirao.lg.jp/
【携帯電話版】http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html
（右の２次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取ることによりアクセスできます。）
● E-mail　hirao1@town.hirao.lg.jp

震災から学ぶ！
～命を救う防災情報～

東日本大震災から３年が経ちますが、近年、この災害ほど自然災害の強大さや脅威を感じた災害はありません。

わたしたちの住む平生町も、南海トラフ地震をはじめとした地震災害による被害が想定されていますが、災害が発生したときに、日ごろからどのような行動がとれるのかを考えておくことが、被害を最小限に抑えるために大事なことです。そのためには、災害時にさまざまな情報を入手し、その時々で正しい行動がとれるように、準備しておくことが大事です。

このため、町をはじめとする各行政機関などは、災害時にさまざまな情報をみなさんにお知らせし、みなさんが安全な行動がとれるように取り組んでいます。

現在は、次のような情報入手方法がありますので、この機会にご確認ください。

緊急地震速報

気象庁が地震の発生直後に各地での揺れの到達時間や震度を予測し、可能な限り早く知らせるシステムです。緊急地震速報を入手する方法として、視聴中のテレビ・ラジオ、受信設定された携帯電話、町の屋外スピーカーを利用したＪ－ＡＬＥＲＴ※の放送などがあります。

※Ｊ-ＡＬＥＲＴ（ジェイアラート）
緊急地震速報や弾道ミサイルの情報など、対処に時間的余裕のない事態の際に、国が各自治体の防災行政無線（屋外スピーカーなど）を通じて情報を伝達するシステムです。

安否の確認

ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル

地震など大災害発生時は、安否確認などの電話が急激に増加し、電話がつながりにくい状況が数日間続くこともあります。

災害用伝言ダイヤルを利用すれば安否を知らせることができますので、普段から家族や親せきなどと災害時の利用について話し合っておきましょう。

●伝言を録音するとき
171 ＋ 1 ＋自宅の電話番号

●伝言を再生するとき
171 ＋ 2 ＋安否を確認したい人の電話番号

町からの情報

町から避難勧告や避難指示を発令する場合、防災行政無線、広報車、自治会長への電話連絡などを通じて伝達を行います。

また、携帯電話などのメールを利用した防災情報の配信も行っていますので、携帯電話をお持ちの人はぜひ登録・設定をしてください。

防災無線確認テレホン

「防災行政無線が鳴ったけれど、何て言ったか聞こえなかった」というときは、次の電話で放送内容を確認できます。

☎（５７）００６１（ごじゅうななのおおむせん）※町からの放送に限ります。

平生町防災メールサービス

町内における警報発令状況などの情報を、本サービスの利用登録者にメール配信するサービスです。メールアドレスを取得されている人ならどなたでも登録できます。

【登録方法】
①「e-hirao@xpressmail.jp」に空メールを送る。
②返信メールが届いたら本文中のインターネットアドレスにアクセスし、画面の指示に従う。
※返信メールが届かない場合は迷惑メール設定などをご確認ください。

【ＱＲコード】

災害情報提供システム

避難所の開設状況などをホームページに掲載します。アドレスは次のとおりで、町ホームページからもアクセスできます。

URL http://www.yhk-joho.jp/

緊急速報メール

緊急速報メール※を利用して、町内にある携帯電話（ドコモ・ソフトバンク・au）に、災害・避難情報などを発信することがあります。

※緊急地震速報などをエリアごとに発信する携帯電話各社のサービス。対応機種、設定方法などについては各社にお問い合わせください。

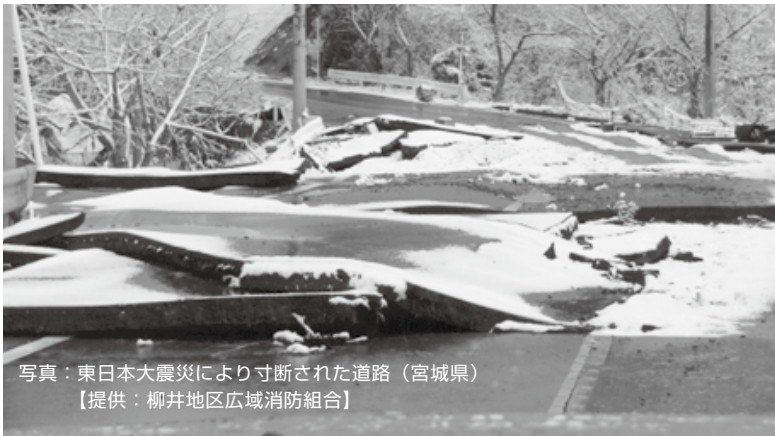

写真：東日本大震災により寸断された道路（宮城県）
【提供：柳井地区広域消防組合】

消費税率の変更に伴い使用料等が変わります

消費税率が５％から８％に引き上げられることに伴い、４月１日から各種使用料等が変わります。

変更内容について、詳しくは担当課（一部事務組合）にお問い合わせください。

上下水道料金

平成 26 年６・７月分（7月 20 日検針）以降の料金が改定されます。上下水道料金とも合計金額で１円未満は切り捨てとなります。

例　メーター口径 13 ㎜
水道水を１カ月 10 ㎥使用した場合（消費税込）

水道料金	現行	改定後
基本料金（8㎥）	1,512 円	1,555.2 円
従量料金（2㎥）	483 円	496.8 円
メーター使用料	84 円	86.4 円
合計	2,079 円	2,138 円

下水道料金	現行	改定後
基本料金（8㎥）	1,428 円	1,468.8 円
従量料金（2㎥）	388.5 円	399.6 円
合計	1,816 円	1,868 円

■問合せ先
田布施・平生水道企業団　☎（５２）２４００
［蔭平・日向平飲料水供給施設について］
町役場建設課徴収班　☎（５６）７１１８

公共施設使用料

使用料が変わる主な公共施設は次のとおりです。

施設名	担当課	問合せ先
教育施設（公民館など）	社会教育課	☎（５６）６０８３
平生町保健センター	健康福祉課	☎（５６）７１１５
ひらおハートピアセンター	経済課	☎（５６）７１１７
ひらお特産品センター		

ごみ収集・渡船・斎苑の使用料

主な使用料の新料金は次のとおりです。

●ごみ収集
【収集券】510 円
【事業系不燃性粗大ごみ（直接搬入）500 kgまで】610 円

●馬島・佐合島航路
○小荷物運賃／片道／１個
【10 kg以下】60 円　【10 kg超え 20 kg以下】110 円
【20 kg超え 30 kg以下】160 円
○貸切運賃
【主船使用（片道・昼間）】7,790 円

●斎苑
○葬儀式場
【葬儀使用／３時間】16,200 円
【通夜使用／午後５時～翌日午前９時】10,800 円
【祭壇使用】51,420 円
【冷暖房使用料】820 円／時間
○待合室
【１室／２時間】3,240 円

■問合せ先
熊南総合事務組合　☎（５７）０５３０

市街地にも出没！イノシシにご注意を!!

現在、イノシシは町内全域で出没しており、１月には佐合島での目撃情報も寄せられています。

町では、農作物への被害を防ぐために、防除柵設置費用の助成やわなによる地域での捕獲活動の支援などを実施しており、徐々に成果が表れているところです。しかし、近年の急激な増加に伴い、人の生活圏である市街地にも出没していますので、次のことにご注意ください。

注意　もし、イノシシに出会ったら！

もし、イノシシに出会ったときには、次のことに気をつけて行動してください。

❶大騒ぎしたり、イノシシを威嚇・攻撃したりせず、刺激を与えないようにその場を離れる。

❷犬と散歩している場合は、できるだけ犬を遠ざけるようにその場を離れる。

❸ウリボウ（イノシシの子）がいる場合は、その近くに親のイノシシがいることが多いので、かわいいからといって近づかない。

注意　有害獣の捕獲には免許や許可などが必要です

狩猟を行うには、狩猟免許を取得し、狩猟者登録を受けることが必要です。これらの許可を受けずに、わなを使って捕獲をすると鳥獣保護法違反となります。

また、使用するわなも「箱わな」や「くくりわな」などの法定猟具は使えますが、「とらばさみ」などの禁止猟具は使用できません。

市街地でイノシシを見かけたときは、町役場までご連絡ください。
■連絡・問合せ先
町役場経済課
☎（５６）７１１７

新たな保育園の建設工事の遅れについて

町立保育園（平生保育園と宇佐木保育園）の統廃合に伴い、新しい民間（私立）保育園の建設工事が、運営主体である「社会福祉法人うちうみ会」の発注により、予定どおり昨年７月から始まりました。しかし、秋ごろからの建設業界の人手不足などの理由により工事が遅れ、本年４月のオープン予定を約３カ月延期することになりました。

町としても、この民営化を進めるにあたり、子どもたちへの影響や、保護者の民営化に対する不安の解消に最大限の配慮をしながら進めてまいりましたが、結果的に４月の新園舎開園にいたらなかったことは残念でなりません。関係者の皆様には大変ご迷惑やご心配をおかけすることになりました。

今後とも「社会福祉法人うちうみ会」と連携をとりながら、町立保育園から民間保育園への移行がスムーズに行われるよう、また保育運営や保育サービスの充実に向けて取り組んでまいります。

３月以降のスケジュール

平成 26 年３月まで

▷保育園施設整備工事（３月～６月）
▷入園説明会（３月９日）
▷「社会福祉法人うちうみ会」が保育園認可申請を行い、民間「ひらお保育園」を設置する。

平成 26 年４月１日

▷旧町立平生保育園施設を利用して民間「ひらお保育園」を開園し運営開始する。（入園式：４月１日）

平成 26 年７月中（予定）

▷建設中の園舎が完成した時期に、旧町立平生保育園施設から新設園舎に移転する。

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」「子育て世帯臨時特例給付金」の概要

４月から消費税率が引上げられることに伴い、所得の少ない人および子育て世帯への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給する予定です。

■問合せ先　町役場健康福祉課　☎（５６）７１１５

※現時点で申請や給付などの案内をするものではありません。申請時期・方法などの内容が決まり次第、広報などでお知らせします。

共通注意事項

▶給付対象者の審査には、町県民税の申告が必要です。（課税されている人の扶養親族以外で収入がない場合）
▶平成 26 年１月１日において平生町に住民登録がある人が対象です。
▶配偶者からの暴力を理由に避難している人については、給付金の支給を受けられる場合がありますので、事前申請をされていない人は、早急に現在実際にお住まいの市町村にご相談ください。

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）

●給付対象者
平成 26 年度町民税（均等割）が非課税の人（課税者に扶養されている人を除く）
【支給に際しては、世帯主または世帯における扶養者に一括となる予定です】

●対象外の範囲
生活保護制度内で対応される被保護者など

●給付額
対象者一人につき　10,000 円

対象者の中で次に該当する人は 5,000 円の加算があります。
※老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

●給付対象者
平成 26 年１月分の児童手当（特例給付を含む）受給者で、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限に満たない人

●対象児童
▷平成 26 年１月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童
▷平成 26 年１月１日に生まれた児童

●対象外の範囲
▷生活保護制度内で対応される被保護者など
▷臨時福祉給付金の給付対象者

●給付額
対象児童一人につき　10,000 円

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」などをよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

70～74歳の医療費窓口負担について

70歳から74歳の人の窓口負担は、法律上２割となっていますが、特例措置でこれまで１割負担とされていました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

４月２日以降に70歳の誕生日を迎える人へ

70歳の誕生月の翌月から
（各月１日が誕生日の人はその月から）
医療費の窓口負担が**２割になります**

※一定の所得がある人は、これまでどおり３割負担です。

【対象者】
平成26年４月２日以降に70歳の誕生日を迎える人
（誕生日が昭和19年４月２日以降の人）

【２割となる時期】
70歳の誕生月の翌月から
（各月１日が誕生日の人はその月から）
㋮平成26年４月２日～５月１日に70歳の誕生日を迎える人は、５月の診療から２割負担になります。

【その他】
窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から２割負担となる人は、69歳までと比べて上限額が下がります。

４月１日までに70歳の誕生日を迎えた人へ

４月以降も医療費の窓口負担は
１割のまま変わりません

※一定の所得がある人は、これまでどおり３割負担です。

【対象者】
平成26年４月１日までに70歳の誕生日を迎えた人
（誕生日が昭和19年４月１日までの人）

【その他】
窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

詳細は、それぞれ加入されている健康保険にお問い合わせください。

【国民健康保険加入者の問合せ先】
町役場町民課　☎（５６）７１１３

国民年金 後納制度のご案内

国民年金の後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は過去10年以内に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった人は、後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある人はぜひ後納制度を利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年９月30日までとなっています。お早めにお申し込みください。

後納保険料の納付書の使用期限にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた人で、平成16年４月以降分の後納保険料の納付がお済でない人は、納付書に記載された使用期限（平成26年３月31日）までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった人が平成26年４月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

注意　平成16年３月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年４月以降は納付できません。

後納制度の申し込み・納付書再発行のお問い合わせは

お問い合わせの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください！

国民年金保険料専用ダイヤル
☎０５７０(０１１)０５０（ナビダイヤル）
０５０から始まる電話でおかけになる場合は
☎０３－６７３１－２０１５

＜受付時間＞
月曜日　午前８時30分～午後７時
火～金曜日　午前８時30分～午後５時15分
第２土曜日　午前９時30分～午後４時

※ナビダイヤルは一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話など）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
※「０３－６７３１－２０１５」の電話番号におかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後７時まで相談をお受けしております。
※祝日（第２土曜日を除く）、12月29日～１月３日はご利用いただけません。

平成 26 年度（平成 26 年４月分）から

手当額が改定されます

児童扶養手当　特別児童扶養手当
障害児福祉手当　特別障害者手当

平成 26 年度から、各種手当額が下表のとおり改定されます。なお、この改定による手当の支給額の変更は、平成 26 年５月（障害児福祉手当・特別障害者手当）または８月（児童扶養手当・特別児童扶養手当）の支給分からとなります。

■問合せ先　町役場健康福祉課　☎（５６）７１１５

		平成 25 年度	平成 26 年度
児童扶養手当	全部支給（月額）	41,140 円	41,020 円
	一部支給（月額）	41,130 円～ 9,710 円	41,010 円～ 9,680 円
特別児童扶養手当	１級	50,050 円	49,900 円
	２級	33,330 円	33,230 円
障害児福祉手当		14,180 円	14,140 円
特別障害児手当		26,080 円	26,000 円

町有地を先着順で売り払います

１月 17 日から２月 17 日にかけて行いました一般競争入札で落札されなかった町有地について、あらかじめ売却価格を提示して先着順で購入者を決定する「先着順売払い」を実施します。購入を希望される人は、次のとおり申し込み手続きを行ってください。

申込方法

購入希望者は「平生町未利用町有地の処分に関する要綱」を熟読の上、「町有財産払下げ申請書」に必要事項を明記し、署名押印の上、納税証明書※を添えて直接持参（郵送不可）してください。

なお、代理人による申し込みの場合は、申込者からの委任状が必要です。

※ 個人または法人の市町村税の完納を証明するもの

受付日時

３月 14 日㈮～（土・日・祝日を除く）
午前８時 30 分～午後５時 15 分

売払いを完了した場合や諸事情により、予期せず終了または中断することがありますので、あらかじめご了承ください。

問合せ・書類提出先

町役場総合政策課　☎（５６）７１２０

「町有財産払下げ申請書」などは、町役場総合政策課に置いていますが、平生町公式ホームページからダウンロードすることもできます。また、売払いの詳細についても掲載していますので、必ずご覧ください。

【平生町公式ホームページ】http://www.town.hirao.lg.jp/

売払い物件（物件の位置図については平成 26 年１月号の広報ひらお７ページまたは平生町公式ホームページをご覧ください。）

地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査、アスベスト使用調査などは行っていません。全ての物件は、現状有姿のままでの売払い、引渡しとなりますので必ず現地を確認し、ご了承の上で申込みをされますようお願いします。なお、ご要望に応じて職員による境界などの現地説明を行います。

物件番号	所　在		
H25-1	平生町大字平生村字吉原三ノ割 740 番５		
地目	地積（㎡）	売却価格	
宅地	1,368.54	23,676,000 円	

●旧町営住宅跡地
【都市計画】都市計画区域内（第一種住居地域）
【建ペイ率】60%　【容積率】200%
【上水道】つなぎ込み可。町道に本管整備済。
（つなぎ込みにより加入金および手数料が必要。）
【下水道】つなぎ込み可。ただし、利用形態により要協議。

物件番号	所　在	
H25-2	平生町大字曽根字明地 654 番１、648 番２	
地目	地積（㎡）	売却価格
宅地・雑種地	813.20	11,761,000 円

●旧曽根保育園跡地
●物件前面の県道は都市計画道路として拡幅計画があります。
【都市計画】都市計画区域内（第一種住居地域）
【建ペイ率】60%　【容積率】200%
【上水道】つなぎ込み可。県道（歩道）に本管整備済。
【下水道】つなぎ込み可。ただし、利用形態により要協議。

「平成25年度自治会アンケート調査」の結果をお知らせします　第１回（全２回）

調査目的

自治会の活動状況を把握し、今後の自治会活動に対する町の施策の参考資料とするとともに、自治会相互に情報を共有することを目的としています。

調査方法

町内行政協力員（ 145自治会）に記名方式による回答を依頼。

調査期間

平成25年10月11日㈮～11月８日㈮

回収結果

有効回答数120（82.8%）

調査内容

自治会長について、自治会の運営について、自治会の規模について、自治会の現状・課題について、自由意見

調査結果

自治会長について

●会長の性別

男性が91.7% と大半を占めています。

●会長の年齢

60歳以上が全体の７割以上を占めています。

●会長の職業

「無職」が42.5％と最も高く、次いで「会社員」が22.5%と高くなっています。

●自治会活動に従事している日数（月平均）

「３日以下」の自治会が58.3%と多いですが、「 10日以上」の自治会も5.8%あります。

●会長の在職年数

「１年」の自治会長が70.0%と高い割合となっており、輪番制で１年交代の自治会が多いです。

自治会の運営について

●総会への会員の出席状況について

「８割以上の世帯が参加している」が56.7%と最も高く、次いで「５割以上８割未満の世帯が参加している」が21.7%となっています。

自治会の規模について

●現在の自治会の規模をどう感じていますか

「世帯数」は「ちょうどよい」が 64.2%、「範囲」も「ちょうどよい」が 62.5%と最も高くなっています。

●自治会の再編についてどう感じていますか

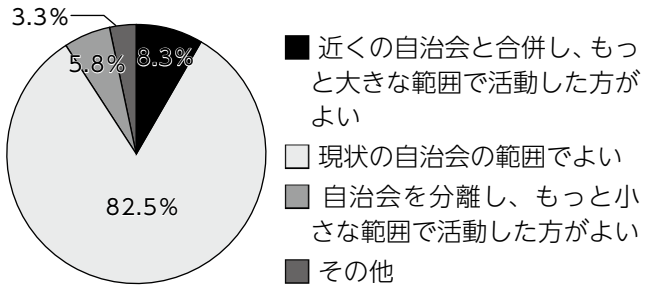

自治会の現状・課題について

●自治会の住居種類

「戸建住宅」で構成される自治会が84.2%と最も高く、次いで「戸建住宅と集合住宅が混在」が10.0%となっています。

●自治会で行われている活動

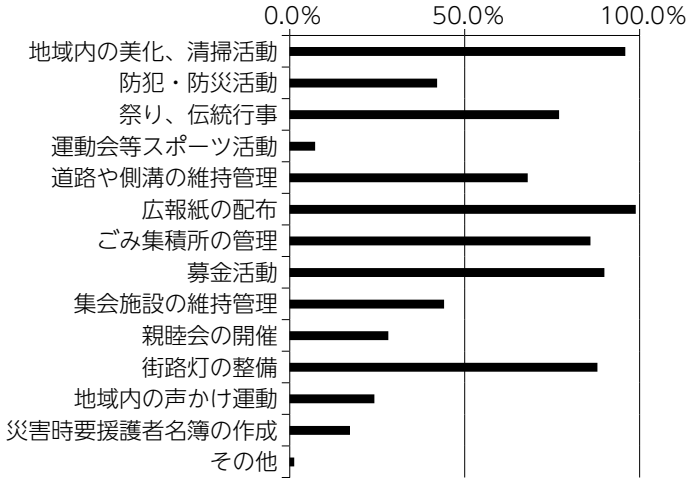

●自治会運営の課題

「構成員の高齢化」が70.8%と最も高く、次いで「役員のなり手がいない」、「他の自治会との連携が弱い」がともに25%となっています。

●課題を解決するために必要なこと

「他自治会との交流」が34.2%と最も高く、次いで「自治会加入促進」が20.0%となっています。

●自治会の活性化に向けて必要な行政からの支援

「地域活動に関する住民への意識啓発」が35.8%と最も高く、次いで「活動事例や助成情報の提供」が25.8%となっています。

広報４月号ではアンケートの最後に記入いただいた「自由意見」についてご紹介します。

人権コラム

つながりぬくもり No.39

「心の交流のある対話を」

近年、テレビのニュースや新聞等で報道されているように、インターネットの書き込みや、「ライン外し」等のスマートフォンを介したトラブル等、人権を著しく傷つけている事件が後を絶ちません。「匿名だから誰が書いたかわからない」そんな思いで書き込むのでしょうか。相手の顔を見ることなく画面操作のみで仲間から外す手続きができるから、罪悪感も薄れるのでしょうか。これがもしも顔と顔を合わせた会話ならば、相手の表情を見て、その気持ちを想像できるでしょうに…。

このように、通信機器が発達し、お互い顔を合わせなくてもコミュニケーションがとれる現代では、昔に比べ生活が便利になった反面、心がふれあうコミュニケーションがとりにくくなってきているように思えます。

その移り変わりを、固定電話機の普及を例に挙げてお話ししましょう。

昭和30年代には、電話機のある家庭は自治会に1軒か2軒しかありませんでした。そのため、電話をかけさせてもらったり、電話がかかってきたことを知らせてもらったりしていました。そこには地域の密度の濃いコミュニケーションが存在していました。

その後、各家庭に1台の固定電話機が普及しました。家族のことを考えて長電話はできないし、会話の内容も家族に筒抜けになるので、個の秘密も結局は家庭内で共有されていました。

そして現在、多くの家庭で電話機は一人1台となり、地域や家族のことはお構いなく、自分だけの世界に入り込むようになりました。

さらに、電化製品の発達により、家庭内での仕事の役割分担の必要が極めて少なくなりました。協同作業がなくなれば家族の対話が少なくなるのも当然のことでしょう。

また、一歩外に出ると一言も言葉を発せずに利用できる施設や設備がたくさんあります。

この、周りとの対話や交流の少ない現在の生活は、他人の意見を聞く機会を少なくします。他人の意見を聞かなければ、どうしても自分が中心の生活となり、自分の都合を最優先して判断・行動するようになりがちです。それがひどくなると自分の考えが唯一のものとなり、社会の常識からかけ離れた行動をとる場合があります。そしてその行動が極端に表現されると、近年起こっている人権を無視した悲惨な事件へとつながっていくのかもしれません。

私たちは生活の利便性に身を任せることなく、周りの人とともに生きているとの原点に返り、積極的な話し合いをすすめ、意思の疎通を図り、心の交流のある幸せな生活の実現を目指すよう求められているのではないでしょうか。

平生町人権教育推進協議会
（事務局：町教育委員会）

一人ひとりが主役のまち“平生”

協働のまちづくり㉕

■問合せ先 町役場総務課 地域活動推進班 ☎（５６）７１１１

Thema　コミュニティ協議会設立、地域づくり計画の策定に向けて

本町では、協働のまちづくりのモデル実践地域として、昨年10月から大野地区と宇佐木地区で懇談会を開催しています。懇談会では、地域で困っていることの解決策をみなさんで話し合っています。その内容について次のとおり紹介します。

宇佐木の地域づくりを考える懇談会

【課　題】
❶買い物や病院へ行くのが困難になる。
❷退職後に地域に出る人が少ない。
❸地域の草刈り作業ができなくなる。
❹高齢者の独り暮らしが増えてきた。
❺イノシシが増えてきて田畑を荒らす。

【解決策】
❶タクシー的な代行を地域で運営する。
❷退職者の特技にあった呼びかけをする。
　同級生などのつながりで手伝ってもらう。
❸作業応援隊の結成
❹見守り体制・緊急通報システムを整備する。
❺有害獣の捕獲研修会を行う。
　町からのわなの貸し出しを増やす。

大野の未来をひらく懇談会

【課　題】
❶自治会長が輪番制で一年交代のため、現状が把握できない。
❷自治会費の減少、会員への負担が増えている。
❸耕作放棄地が年々増加している。
❹退職者が地域デビューするきっかけがない。
❺地域活動に無関心な人たちにどう参加してもらうか。

【解決策】
❶自治会長の負担軽減のため副会長や役員の役割を明確することで仕事を配分する。
　すべての責任を自治会長１人に負わせない体制にする。
❷かつて大野地区で盛んであった業（特産物など）を調べ、特産品化する。（休耕地の活用）
　自治会でビジネスを考える。
❸太陽光発電を設置する。
❹三倍成人式（熟年式）を開催してみる。
❺気軽に皆が集まれる機会をつくる。
　近所の人から声をかける。

ご参加をお待ちしています！

第５回　大野の未来をひらく懇談会
日時：３月18日㈫　午後７時～
場所：大野公民館 集会室

第５回　宇佐木の地域づくりを考える懇談会
日時：３月20日㈭　午後７時～
場所：宇佐木コミュニティセンター ふれあいの館

町長室の窓

No.141

梅が「春告草」なら、「春告鳥」は鶯。昔から〝梅に鶯〟は春の訪れを象徴する名コンビですが、県内では一足早く、ウグイスさんの自慢の声が厳寒の野や街に響き渡りました。この度の知事選の結果、村岡嗣政新知事が誕生、山口県の未来を開く「春告鳥」になられました。県と市、町との連携を大切にされ、活力あふれる山口の創造に向け、若い力を大いに発揮していただくことを期待しています。

さて、今月は残念なことと喜ばしいことを一つずつ。本町では、これまで平生・宇佐木両保育園の統合・民営化に取り組み、目下、社会福祉法人「うちうみ会」によって〝ひらお保育園の新設工事が進められているところです。しかし、ここにきて建築工事における人手（技術者）不足で工期が遅れ、開園が7月にズレ込むことが確定的となりました。

折しも、県内はもとより全国でマンパワー不足による公共事業の入札不調や工期の遅延が頻発している中、本町でもこうした現実を目の当たりにし、改めて建設現場における深刻な実情を痛感させられました。

早速、保護者や地元自治会をはじめ関係者の方々に、現況と今後のスケジュールや対応策について説明をさせていただきましたが、皆さんには大変ご迷惑とご心配をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。保育に責任を持つ町として、今後とも園児への影響や保護者の不安解消に最大限の配慮をしながら、保育サービスの充実に努めて参りますので、ご理解の程、よろしくお願いします。

春告鳥

次は朗報です。待望の「佐賀地区移送サービスモデル事業」が、この3月からスタートしました。高齢者や障害者など外出が困難な人たちが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、買い物や通院などの移動を支援するサービスで、大野地区（平成18年～）に続くものです。町が「佐賀地区まちづくり協議会」に車両を貸与し、運転ボランティアによって運行されるもので、地域の連帯と信頼の上に成り立つ事業です。今のところ、利用申し込みも多く、順調に滑り出すことができました。ご協力をいただく皆さんに、心から感謝申し上げます。このサービスが有効に活用され、地域における〝協働のネットワーク〟が着実に広がっていくことを願っています。

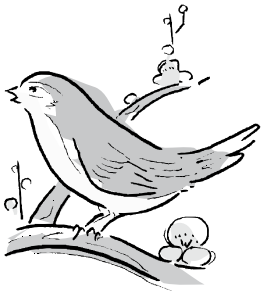

山田健一

固定資産税の縦覧・閲覧

平成26年度固定資産税に係る縦覧・閲覧を次のとおり行います。

価格等縦覧帳簿の縦覧

●縦覧期間
４月１日～６月２日
（土・日曜日、祝日を除く）
午前８時30分～午後５時15分

●縦覧場所
町役場税務課

●縦覧できる人
固定資産税の納税者

●縦覧に必要なもの
▷印章　▷委任状（代理人の場合）

●縦覧内容
納税者が自己所有の土地・家屋の価格を、他の土地・家屋の価格と比較することができます。

【土地価格等縦覧帳簿】
所在地番、地目、地積、価格

【家屋価格等縦覧帳簿】
所在地番、家屋番号、種類、構造
床面積、価格

固定資産課税台帳の閲覧

●閲覧期間
４月１日から年間を通じて
（土・日曜日、祝日を除く）
午前８時30分～午後５時15分

●閲覧場所
町役場税務課
佐賀出張所（ＦＡＸによる閲覧）

●閲覧できる人
納税義務者、納税管理人、借地・借家人など（使用または受益の対象となる部分の固定資産に限る）

●閲覧に必要なもの
▷印章　▷委任状（代理人の場合）
▷契約書など権利関係を示す書類
（借地・借家人などの場合）

●閲覧内容
課税台帳に登録されている内容
（評価額、課税標準額、税額など）

平成26年度固定資産税の第１期の納期は６月２日㈪です。納付書は、５月上旬に送付する予定です。

■問合せ先
町役場税務課　☎（５６）７１１４

町民課の窓口延長サービス

●毎週金曜日※、町民課の窓口は午後６時30分まで（年末年始、祝日を除く）
●交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本（除籍・原戸籍は除く）
印鑑登録証、印鑑証明書

※平成26年４月からは毎月第２・第４金曜日

平生ファン倶楽部のご紹介

自然と歴史、笑顔あふれるまち「ひらお」
そんなまち「ひらお」のファンになって、
「ひらお」を元気にし、いっしょに盛り上げていきませんか？

平生ファン倶楽部 ロゴマーク

平生ファン倶楽部とは、

一人でも多くの人に「ひらお」を知ってもらい、「ひらお」のファンになってもらい、会員相互の交流を通じて「ひらお」を元気にすることを目指す会です。

平生ファン倶楽部では、こんな取組みを行っています↓↓↓

インターネット上に開設中！ フェイスブックページ（無料）

平生ファン倶楽部のフェイスブックページ（https://www.facebook.com/hiraofanclub）にアクセスして、『いいね！』ボタンを押してご利用ください。（※）

フェイスブックページQRコード→

こんな情報を、1日1投稿を目指して更新中！！

- 各種イベント情報の開催告知・報告
- ひらおの名所旧跡を巡る「たび」情報
- 町内の風景写真
- 昔のひらおの写真
- ひらおまちかど花だより
- ひらお健康だより
- ひらおっ子すくすくだより　などなど

「いいね！」を押してね

このたび、『平生ファン倶楽部』のフェイスブックページの中から2月中の記事をいくつかピックアップしたもの（A3用紙2つ折りカラー印刷）を全世帯にお配りしていますので、ぜひ、ご覧ください。

町外在住の友人知人などに、ひらおのホットな情報をお届けする 郵送サービス（有料）（※）

毎月、平生町の広報紙や各種イベント情報などを郵送でお届けします。料金は1,200円(4月～翌年3月分)で、年度途中の申込みの場合は、初回お届け月～翌年3月までの月数×100円です。

会員数も増えてきて、ただいま、楽しく交流しています！！
ぜひ、お友達やお知り合いにもご紹介ください。
分からないことがあれば、下記の『平生ファン倶楽部事務局』までお気軽にどうぞ。

4月から、平生ファン倶楽部がリニューアル予定。来月号で紹介予定です。

申込み・お問い合わせ先

平生ファン倶楽部事務局（平生町役場 総合政策課 内）
〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町２１０－１
電話：0820-56-7120　FAX：0820-56-7121
Eメール：seisaku1@town.hirao.lg.jp

※ ただし、郵送サービスは、町外在住の人限定のサービスです。フェイスブックページの利用には、インターネットでフェイスブック（Facebook）（13歳以上限定）へのアカウント登録（利用開始のための手続き（無料））が必要です。

まちの話題

児童が行政相談を学ぶ

佐賀小学校（１月 16 日）と平生小学校（２月 12 日）の６年生が、行政相談出前教室を受講しました。

講師は総務省山口行政評価事務所の職員および平生町行政相談委員の方々で、児童たちはさまざまな事例から行政相談の役割を学びました。

講義終了後には児童たちから「横断歩道のラインが薄い」「あそこの歩道がデコボコ」など、小学生ならではの視点から多くの意見が寄せられ、早速、行政相談委員による改善に向けた取り組みが進められています。

▷改善したのはどこでしょう？（２月12日／平生小）

本町では毎月第２月曜日に人権行政相談を開設しています。（詳しくは、本紙 15 ページをご覧ください。）

手作りお菓子教室

２月７日、町保健センター調理実習室で勤労青少年ホーム主催の手作りお菓子教室が行われました。

参加したのは 20 ～ 30 歳代の男女 12 人。平生町食生活改善推進協議会のみなさんを講師に迎え、楽しい雰囲気の中、焼きサンドやスノーボールなど４種類のお菓子を作りました。

般若寺で火祭り

２月 15 日、神峰山般若寺（宇佐木）で火祭りが行われ、多くの人が集まりました。

境内では「火渡りの行」が行われ、行者の方々が護摩（ごま）がたかれた炎の中を渡りました。

△炎の収まった灰の上を渡る一般の方々。◁燃えさかる炎の中を渡る福嶋住職。

平生中学校で立志式

２月 10 日、平生中学校で立志式が行われました。

主役はこれから 15 歳を迎える同校２年生 98 人。式では各学級を代表して３人の生徒が志を発表。生徒たちにとって、自らの将来について考え、志を持って進路を決定していく意識を高めるための、貴重な機会となりました。

スポ少団員の交流

２月 15 日、町体育館で平生町スポーツ少年団交流大会が開かれました。

普段はそれぞれのスポーツに励む団員と指導者のみなさんが一堂に会し、「しっぽとり」や「綱引き」などを行い、所属団の垣根を越えた交流を深めていました。

【平生町観光キャッチフレーズ】“キラメキの瀬戸の眺めにおいでませ　明日は歴史と会える町”

こんにちは保健師です　No.633

健康のために取り組みたいこと

町では、平成24年度に健康づくりに関するアンケート調査を実施して、次のような結果がでています。

健康について不安なことは、「気力や体力が衰えてきた」が24％で一番多く「肥満が気になる」「歯が気になる」「ストレス、精神的に疲れる」などはほぼ同率です。「特にない」人は７％になっています。また、今後健康のために取り組みたいことがある人は、全体の65％となっています。

健康のために取り組みたいことの内容として、最も多いのは「手軽にできる運動」で、次に「食生活の改善」となっており、「減量」と「定期的な検診の受診」が同率になっています。

プラス10分　のすすめ

運動には、余暇時間に行うウォーキング、体操、ソフトバレー、卓球などさまざまなものがありますが、日常生活の中で必要な労働や家事に伴う身体活動である「生活活動」を組み合わせることで、無理なく体を動かすことができます。

こうした生活活動を増やすためには、いつもより10分長く動くことをお勧めします。プラス10分のコツとしては、次のようなことがありますので、できることをみつけて毎日の習慣にしていきましょう。小さな健康習慣を続けていくことでこころと体に良い変化がでてくると楽しいですね。

☆通勤を徒歩や自転車に

☆家の中ではこまめに体を動かして

☆犬の散歩で

☆ウインドウショッピングを楽しみながら

また、４月になると、町で実施する各種の検診についてご案内します。元気に毎日を過ごすための第一歩として対象年齢になったらぜひ、健康診査、がん検診を受けましょう。

■問合せ先
町保健センター
☎（５６）７１４１

おすすめメニュー

伝えたいわが家の毎日おやつ

レシピコンテストの入賞作品をご紹介します

体にやさしいで賞

いりことエゴマのヘルシーお焼き

松本 伸子さん

平生産の食材にこだわって健康的なお焼きをつくります。海の恵のいりこでうまみとカルシウムをとり、陸（おか）の恵のお米、山芋、エゴマで活力をつけます。

季節限定のものもありますが、どの材料もひらお特産品センターで入手できます。玄米でかむ力をつけよう！

《材　料》　２人分

山芋	200ｇ
緑米もち玄米ご飯	100ｇ
（緑米もち玄米がなければうるち米の玄米でOK）	
米粉（うるち米粉）	20ｇ
ほぐしたいりこ	20ｇ
エゴマ（またはゴマ）	30ｇ
しょうゆ	10cc

《作り方》

① 山芋をすりおろしボウルに入れて、玄米ご飯と米粉、頭とはらわたを取ってほぐしたいりこ、エゴマ（またはゴマ）、しょうゆを入れて混ぜる。

② 熱したフライパンに薄く油をひき、お玉で①を直径10ｃｍ位に落として丸く伸ばして焼く。

③ 薄い焼き色がついたら裏返し、両面に焼き色がついたら完成。

☆毎月19日は「食育の日」です。家族や仲間といっしょに食事を楽しみましょう☆

No.219

生涯学習推進だより

「出前講座」おかげさまで15周年！

生涯学習まちづくり出前講座事務局

平生町生涯学習推進マスコット
「マナビット」

今年度は「生涯学習まちづくり出前講座」創設15周年でした。この出前講座は、「役場の職員が地域に赴いて専門知識や情報を町民に提供し、町民と対話することを通して職員と住民が一緒になってまちづくりをしていこう」という願いを込めて平成11年４月に始まったものです。今年度もたくさんの方が出前講座をご利用くださり、おかげさまで講座実施回数は２月末時点で49回、受講者数は１３００人を超えました。

今年度多かった講座に「災害は突然やってくる～わが家で地域で防災対策～」があります。各自治会からの依頼で、南海トラフ地震により想定される津波の影響についてや、避難の方法、避難所の確認など、災害時の対応について講義が行われました。また日頃の防災対策として海抜表示板やハザードマップ、食料品の備蓄などについて、受講者は熱心に学習されていました。

また、「ニュースポーツしてみませんか」も人気講座のひとつです。中でも「ペタンク」は、ルールが易しく、初心者や高齢の方もすぐに大活躍できるニュースポーツで、最も人気があります。毎年、年間活動計画に組み入れてくださっているグループもあります。

他にも、「生活習慣と健康」「家庭でできる運動のすすめ」など、健康維持・増進のための生活習慣や適度な運動について、施設の職員研修や各小中学校の学校保健委員会などからの依頼がありました。

『転ばぬ先の杖』
受講者：平生いきいき大学受講生

『町議会の役割としくみについて』
受講者：平生小学校６年生

小中学校からは、社会科の学習として施設見学や平生町の歴史についての講義、総合的な学習の一環として花いっぱい運動や未来の平生町について考える会などのまちづくりについての学習にも出前講座をご利用いただきました。

このように、多くの町民の皆様にご利用いただいてきた出前講座。15年間のご愛顧にお応えすべく、今後も役場の各課でメニューの見直しをし、皆様のニーズに応えられるよう努めていきます。

講座のチラシは、役場や教育委員会、各公民館など、公共施設に置いています。ご利用いただく際は条件等も記載していますので、ご一読いただきたいと思います。

今後も出前講座のより一層のご利用を職員一同お待ちしています。

■問合せ先
町教育委員会社会教育課
☎（５６）６０８３

図書館だより

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館　☎（56）2310
【開館時間】午前9時～午後5時15分

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます♪
http://www.library.town.hirao.lg.jp または 町公式ホームページからアクセス

新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

連写
今野 敏 著

黒田官兵衛は天下を狙ったのか
楠木 誠一郎 著

《児童書》

つぎのかたどうぞ
飯野 和好 作

はこぶ
鎌田 歩 作・絵

ご寄付ありがとうございました

眞工金属㈱平生工場（曽根）様から子どもの読書活動への支援として図書購入費10万円をご寄付いただきました。今回のご寄付で幼児から小学生を対象とした本を65冊購入し、特設コーナーを設けていますので、ぜひご利用ください。

ディズニー／ピクサー映画セット全10巻
キキ・ソープ他 作

びっくり！トリックアート全９巻
中久木 成一 編著

オリンピックのアスリートたち
本郷 陽二 著

話題の本

『えをかくかくかく』
エリック・カール 作（偕成社）

鉛筆をもった男の子が描くのは、とっても青い馬。次に描くのは、ものすごく赤いわに。その次は、ずいぶんと黄色い牛…。間違った色？　そんなものはない！　絵を描き始めた子どもと、描きたい大人におくる絵本。

休館日　3月…17日(月)、24日(月)、30日(日／月末整理日)、31日(月)
4月…７日(月)、14日(月)

わが家のアイドル　募集

町内にお住まいで、広報発行月に満１歳を迎える平生っ子を募集しています。４月生まれで掲載を希望する人は、**３月26日㈬まで**に町役場総務課または保健センターまでお申し込みください。

軽自動車などの廃車や名義変更は３月31日までに！

軽自動車税は４月１日現在の所有者に課税されます。軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄したときは必ず名義変更や廃車の手続きを行ってください。４月２日㈬以降に手続きをされても、平成 26 年度における納税義務者および税額は変更されません。

各種手続は、販売店または下記窓口で行ってください。

原付（～ 125cc）・小型特殊自動車など

町役場税務課
☎（５６）７１１４

軽二輪（126 ～ 250cc）

山口県軽自動車協会
☎０８３（９２２）８８７７

小型二輪（251cc ～）

山口運輸支局
☎０５０（５５４０）２０７３

軽四輪乗用・貨物

軽自動車検査協会山口事務所
☎０８３（９２４）０５４２

問 町役場税務課　☎（５６）７１１４

シリーズ　正しい知識で安心な消費生活

山口県消費生活センター　電話 083(924)0999

「プロ向けファンド」を販売する業者に注意！

相談　突然自宅に投資組合を名乗る業者から、もうかるので投資をするよう勧誘の電話がかかってきました。金融庁に届け出もしていると説明されたが、信用して大丈夫でしょうか？

アドバイス　ファンドへの出資に関するトラブルの中には、一部の業者がプロの投資家向けのファンドを、高齢者を中心とする投資経験の少ない人に対して販売し、トラブルになっているものがあるため、契約は慎重に行いましょう。

◆◇ワンポイント◇◆

金融庁や財務局などに届け出をしている、あるいはファンドにプロ投資家が出資しているからと言って、業者やファンドに信用力があるわけではありません。

また、プロ向けファンドは、プロ投資家を相手に販売・運用が行われるハイリスクで複雑な商品であり、投資経験の乏しい一般投資家が購入するようなものではありません。取引内容（ファンドの仕組み、投資内容、リスクなど）が理解できない場合は、契約しないようにしてください。

柳井警察署だより

新入学時期の交通事故防止

保護者のみなさんへ

★通学路を一緒に歩いてみましょう

お子さんと一緒に通学路を実際に歩いてみて、危険な場所や安全確認が必要な場所を点検し、安全な通行方法をその場で教えましょう。

★子どものお手本になりましょう

保護者のみなさんは交通ルールを守っていますか？　子どもたちは大人の行動のまねをします。保護者自身が交通ルールを守り、いつもお子さんのお手本となる行動を心がけましょう。

ドライバーのみなさんへ

★子どもの急な飛び出しに注意しましょう

新年度が始まると、通学に慣れていない黄色カバーのランドセルを背負った新入生が通学します。予想外な行動に備え速度を落とし、動きに十分注意して運転しましょう。

また、住宅や公園、学校などが立ち並ぶ生活道路では、子どもが急に飛び出して来ることがあります。生活道路を通行する場合は、スピードを控えて運転しましょう。

【交通安全標語】　にっぽんを　じまんしようよ　事故ゼロで　（平成26年「交通安全年間スローガン」）

休日や平日夜間の医療案内

◇診療は、あくまで応急的診療であり、専門的な診療は受けられない場合があります。

■柳井地域休日夜間応急診療所
柳井市中央１丁目５番３号
☎（２２）９００１（下記診療時間内）

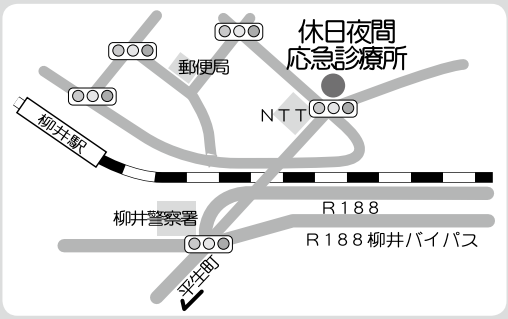

区分	診　療　日	診療時間（受付）
休日昼間	日曜日・祝日 盆（８月１５日） 年末年始 （１２月３０日～１月３日） ※これらの日の夜間診療はありません	午前９時～１２時 （午前１１時３０分まで） 午後１時～５時 （午後４時３０分まで）
平日夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません	午後７時～１０時 （午後９時３０分まで）

「まちの保健室」　山口県看護協会柳井支部

場所：イズミゆめタウン柳井　２階ベビー服売り場前
日時：３月15日㈯　午前10時～12時
内容：血圧測定、体重・体脂肪測定、健康相談、乳児・育児相談など

ごみの野外焼却（野焼きを含む）は法律で禁止されています

家庭から出たごみ、会社から出たごみなど、ごみの種類にかかわらず､野外での焼却は禁止されています。野外焼却は、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になりますので絶対にやめましょう。なお、違反者には罰則規定が適用される場合があります。

みなさんの快適で住みよい環境を維持していくために、ごみは、分別・減量化に努め、生ごみなどを堆肥化する場合を除いて、定期収集に出されるようご協力をお願いします。

例外として認められている場合でも
風向きや時間帯など、周囲への配慮をお忘れなく！

農林水産業を営むためやむを得ない場合など、例外として認められている焼却行為であっても、近所に迷惑がかかるなど周辺の生活環境への影響が認められる行為は、中止していただく場合があります。

問 町役場町民課　☎（５６）７１１３

柳井健康福祉センター相談日

〔柳井市古開作／☎（２２）３６３１〕

●骨髄バンク登録検査《要予約（前日まで)》
４月９日㈬　９：00～10：00
●Ｂ・Ｃ型肝炎抗体検査《要予約（前日まで)》
４月９日㈬　10：00～10：30
●ＨＴＬＶ－１抗体検査《要予約（前日まで)》
４月９日㈬　10：30～11：00
●ＨＩＶ抗体検査《要予約（当日まで)》
※当日検査結果がわかります
４月９日㈬　14：00～16：00
●思春期・ストレス相談《要予約（前日まで)》
４月25日㈮　10：00～15：00
●心の健康相談《要予約（１週間前まで)》
４月15日㈫　13：00～14：00

こころの救急電話相談

山口県精神科救急情報センター
☎０８３６(５８)４４５５（24時間対応）
内容：精神病、うつ病など、こころの病気による混乱した言動・ひきこもり・自殺願望など

小児救急電話相談

受付時間
毎日 午後７時～11時
☎#8000または☎083(921)2755(携帯電話可)
内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

月間火災・救急発生状況　（１月）資料：柳井地区広域消防組合

	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	1	0	0	328
平生町内	0	0	0	43

月間交通事故発生状況　（１月）資料：柳井警察署

	発生件数		死者（人）	傷者（人）
	人身	物損		
管内	15	139	0	20
平生町内	4	17	0	4

まちの人口

１月31日現在
住民基本台帳記載人口
（　）：前月対比

世帯数	5,644 世帯	（－　9）
人口	12,784 人	（－26）
うち男	6,047 人	（－20）
女	6,737 人	（－　6）

人権行政相談　※相談無料・秘密厳守

次回は 4/14㈪

◆相談日 毎月第２月曜日（休日の場合は翌日）
◆相談員 人権擁護委員、行政相談委員
◆相談内容 人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談並びに意見や要望などについて

未内定の新卒・既卒者の皆様へ

ハローワークは、就職活動を継続されている今春卒業の新卒者、既卒者の皆様を最後まで支援し続けます。

就職について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、お気軽にお問い合わせください。

■問合せ先
ハローワーク柳井学卒担当　☎（２２）２６６１

〔ミュージックチャイムの曲名〕　６：00　早春賦　　12：00　平生町の歌　　17：00　夕やけこやけ

Information

じょうほうでんごんばん 情報伝言板

試験・募集

国家公務員採用試験

◇国税専門官
●採用予定者数　人事院ホームページに掲載します。

◇労働基準監督官
●試験の区分／採用予定者数
▽労働基準監督A（法文系）／約160人　▽労働基準監督B（理工系）／約40人

◇共通事項
●受験資格　①昭和59年4月2日～平成5年4月1日生　②平成5年以降生まれで大学を卒業（平成27年3月卒業見込含）した人または人事院が前者と同等の資格があると認める人
●試験の程度　大学卒業程度
●申込方法　原則インターネットにより行ってください。
【申込専用アドレス】
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
●受付期間　4月1日㈫～4月14日㈪
※郵送での申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

【国税専門官について】
問光税務署総務課
☎0833（71）0166
【労働基準監督官について】
問山口労働局総務部総務課
☎083（995）0360

山口県食の安心モニター

●応募資格　県内在住で18歳以上の人
●任期　委嘱日～平成27年3月31日
●活動内容
▽食品販売店の表示や衛生管理などのモニタリングおよび不適正な食品の取扱いなどの通報
▽研修会などへの参加
▽住民からの相談などへの対応
▽活動状況の定期報告および県への提言
●募集人員　40人
●応募方法　所定の応募申込書を提出（郵送可）
●応募期間　3月24日㈪～4月17日㈭（必着）
※詳しくは、県ホームページ（http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15300/index/）をご覧ください。応募申込書もダウンロードできます。
問申町役場経済課
☎（56）7117

シルバー人材センター会員募集

◇入会説明会
●日時　おおむね毎月第3水曜日　午後1時～
●場所　柳井市総合福祉センター（ハートフルやない）
●対象　平生町、柳井市、田布施町に在住する60歳以上の人
問（公社）柳井広域シルバー人材センター
☎（23）5959

平成26年度前期 危険物取扱者試験

◇危険物取扱者試験（甲種・乙種・丙種）
●日時　6月15日㊐
●場所　県内各市
●受験資格　甲種以外は誰でも
●願書受付期間
【書面申請】4月11日㈮～22日㈫
【電子申請】4月8日㈫～19日㈯
※電子申請の詳細は（一財）消防試験研究センターホームページ（http://www.shoubo-shiken.or.jp）でご覧ください。

◇試験準備講習会
●対象　乙種第4類受験者
●日時　5月15日㈭、16日㈮
●場所　柳井市文化福祉会館
●定員　30人
●受講料　危険物安全協会会員5500円、非会員8500円
●申込方法　最寄りの消防署（所）に備え付けの受講申込書を願書受付期間内に提出
◇その他　柳井市においては乙種第4類の試験を実施
問柳井地区広域消防本部予防課
☎（23）7774

お知らせ

協会けんぽ山口支部の保険料率変更について

本年3月分（4月納付分）から協会けんぽ山口支部の介護保険料率が変わります。
【健康保険料率】
10・03％→据え置き
【介護保険料率】
1・55％→1・72％
問協会けんぽ（全国健康保険協会）山口支部
☎083（974）0531

鉄骨切断機等を使用する事業者の皆様へ

3トン以上の「鉄骨切断機等（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）」の運転資格に係る猶予の期限が迫っていますのでご注意ください。
●猶予期限　6月30日㈪
※詳しくは、お問い合わせまたは山口労働局ホームページ（http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html）でご確

< 以下は広告欄です >

広報ひらおでは、広告掲載事業による有料広告を掲載しています。

認ください。
問山口労働局労働基準部健康安全課
☎０８３（９９５）０３７３

春休み限定キャンペーン
こども50えんバス

防長交通の一般路線バスにおいて、春休み期間中、全区間１乗車につき50円の運賃で乗車できる運賃割引キャンペーンを実施します。

●**期間**　３月21日㊎～４月７日㊊
●**対象者**　小学生以下（１歳未満は無賃。１歳以上６歳未満は、６歳以上の同伴者１人につき１人が無賃。）
●**対象路線**　防長交通が運行する路線バス全線
※高速バス、空港連絡バスなどは対象外です。
●**利用条件**　現金でお支払いの場合のみ
※各種割引との併用はできません。また、バスカード・回数券での乗車は対象となりません。
問防長交通㈱平生営業所
☎（５６）５１００

就学援助費のご案内

町では、小・中学生のいるご家庭で経済的理由により就学支援が必要な場合、学用品費や給食費、修学旅行の費用など、教育費の一部を補助する就学援助の事業を実施しています。

平成 26 年度の就学援助費の申請を次のとおり受け付けます。

なお、申請は毎年度必要ですので、ご注意ください。

●**対象世帯**

平生町立小中学校に在籍している児童生徒、または平生町に居住し平生町立以外の小中学校に在籍している児童生徒のいる世帯で、経済的な理由により就学支援が必要な世帯。

※家族の収入および構成により所得制限があります。

●**受付期間**

４月１日㈫～５月 30 日㈮

この期間以外でも随時受付けますが、６月２日㈪以降に申請された場合は、申請受付日の翌月以降の費用が対象となります。

●**提出書類**

就学援助費交付申請書（町教育委員会に備付けの様式）

●**提出先・問合せ先**

町教育委員会 学校教育課　☎（５６）６０８３

講座・講習

安全衛生講習会

◇玉掛け技能講習
●**日程（場所）**【学科】４月７日㊊、８日㊋（ホテル松原屋）【実技】４月９日㊌～11日㊎の内１日（鋼鈑工業㈱玉鶴工場［下松市］）
●**申込期限**　３月26日㊌
◇フォークリフト運転技能講習
●**日程（場所）**【学科】４月10日㊍（ホテル松原屋）【実技】４月14日㊊～23日㊌の内３日間（鋼鈑工業㈱玉鶴工場［下松市］）
●**申込期限**　３月26日㊌
◇職長・安全衛生責任者教育
●**日程（場所）**【学科】４月23日㊌、24日㊍（ホテル松原屋）
●**申込期限**　４月４日㊎
問申（一社）山口県労働基準協会下松支部
☎０８３３（４１）３５１０

相談

「表示登記の日」無料相談会

●**日時**　４月１日㊋　午前10時～午後３時
●**場所**　柳井市文化福祉会館
●**相談内容**
【土地】分筆・合筆、地目変更、面積等の更正、境界など
【建物】新築・増築、取り壊し・分割・区分など
●**相談員**　山口県土地家屋調査士会会員
問山口県土地家屋調査士会
☎０８３（９２２）５９７５

法テラス設立８周年記念
弁護士無料法律相談会

●**日時**　４月18日㊎　午後１時30分～４時30分
●**場所**　山口県弁護士会岩国法律相談センター
●**相談内容**　借金、離婚、相続、労働問題などの民事一般
●**定員**　６人（一人30分程度）
●**申込方法**　事前に電話で予約してください。
●**申込期間**　４月８日㊋～※定員になり次第締切
問申日本司法支援センター山口地方事務所（法テラス山口）
☎０５０（３３８３）５４９０

多重債務・相続登記等
無料電話相談会

●**日時**　４月５日㊏　午前10時～午後４時
●**相談受付電話番号**
☎０１２０（００３）８２１
●**相談内容**　クレジット・キャッシングなどの多重債務や相続登記などの問題でお困りの人に、手続方法の説明や司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてアドバイスをします。
問山口県青年司法書士協議会
相談会担当：石丸
☎０８３４（３２）９８６１

＜ 以下は広告欄です ＞

まちのカレンダー

《3月15日～4月15日》

3　月

15 (土)	体育館開放日（午前中） 第 16 回平生中央児童館まつり (9:00) 古文書輪読会 (9:45 ／平生図書館) おはなし会 (14:00 ／平生図書館)
16 (日)	第 26 回田名公民館まつり (9:30)
17 (月)	
18 (火)	育児学級 (10:00 ／保健センター) 大野の未来をひらく懇談会 (19:00 ／大野公民館)
19 (水)	小学校卒業式 こころの健康相談･いこいの場 (13:30 ／保健センター)
20 (木)	幼稚園卒園式 宇佐木の地域づくりを考える懇談会 (19:00 ／宇佐木コミュニティセンター)
21 (金) 春分の日	朗読ボランティアつゆくさの会 (10:00 ／平生図書館) もの忘れ相談 (13:30 ／ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
22 (土)	体育館開放日（午前中） つばさ保育園卒園式
23 (日)	歴史講座 (13:30 ／平生図書館)
24 (月)	保健センター開放日 (13:00)
25 (火)	町立保育園卒園式
26 (水)	幼稚園、小・中学校修了式
27 (木)	離乳食学級 (9:30 ／保健センター)
28 (金)	
29 (土)	体育館開放日（午前中）
30 (日)	
31 (月)	

4　月

1 (火)	佐賀保育園入園・進級の集い つばさ保育園・ひらお保育園入園式 育児学級 (10:00 ／保健センター)
2 (水)	
3 (木)	
4 (金)	
5 (土)	体育館開放日（午前中）
6 (日)	
7 (月)	
8 (火)	小・中学校入学式 幼稚園、小・中学校始業式 あすなろ会〈介護者家族の会〉(13:00 ／ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
9 (水)	おひざにだっこの会 (10:30 ／平生図書館) 親しみトーク【町長と語る日】(18:00 ／町役場町長室)
10 (木)	
11 (金)	幼稚園入園式
12 (土)	体育館開放日（午前中）
13 (日)	
14 (月)	人権行政相談 (10:00 ／中央公民館、13:00 佐賀公民館)
15 (火)	育児学級 (10:00 ／保健センター)

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

美しいまちをつくります　ポスター・標語

標語最優秀作品

笑顔いっぱい花いっぱい
自然あふれる平生町

平生中学校2年　大下　光

ポスター最優秀作品

平生中学校1年　長見　愛音

平生町民憲章

わたくしたち　平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたくしたち　平生町民は

1　自然を大切にし　環境をととのえ　美しいまちをつくります
1　スポーツに親しみ　きまりを守り　健やかなまちをつくります
1　思いやりと　感謝の心をもち　温かいまちをつくります
1　勤労をとうとび　活力にみちた　豊かなまちをつくります
1　文化を創造し　若い力を育て　伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。

平生町防災メールサービス　登録受付中！

防災情報、気象警報・注意報、安全・安心情報などを配信
※利用料無料、通信費利用者負担

《登録方法》　①PC・携帯にアドレス「e-hirao@xpressmail.jp」を直接入力または右図（QRコード）から読み取り、空メールを送信
②返信される本登録用メールの内容に沿って必要事項を入力し、登録完了

■ご不明な点はお問い合わせください。町役場総務課地域安全班 ☎（56）7111